

**総務常任委員会所管事務調査報告書に係る報告****3 委員会で一致した意見****(1) 「芸術・文化振興について」****ア 芸術文化振興プラン推進市民会議での意見を生かした施策の展開や次期プランの策定に努めること。**

これまでから、芸術文化振興プラン推進市民会議では、プランの進捗状況を確認いただくとともに、芸術文化振興に関する意見交換を通じ、本市施策の推進のため、多くの貴重なご意見をいただいております。

令和2年度には、次期プランの策定に向け、現行プランの総括を行い、今後の方向性を明らかにすべく、市民会議からのご意見を活かした検討を進めてまいります。

**イ 幅広い世代が芸術・文化に親しむことができる取り組みを進めること。**

本市においては、芸術文化振興の拠点である文化会館を中心に、さまざまな分野の鑑賞機会の提供や芸術文化活動の場の提供を行っているところです。今後、より幅広い世代が芸術・文化に親しむことができる取り組みを進めるため、市民の創作・発表活動の活性化に向けて、創作・発表の場の確保、活動に加わるきっかけづくり、活動・交流の幅の拡大を図ってまいります。

また、子どもを対象としたワークショップや講座の開催、学校へのアウトリーチにより、子どもたちが本物の芸術文化に触れる機会を設けることで、大人になってからも芸術文化を大切に親しむことができる豊かな心を育むことにつなげてまいります。

**ウ 全ての市民が安価で芸術・文化を親しむことができる取り組みを検討すること。**

文化会館の指定管理に係る管理運営業務として、芸術文化振興に関する業務を実施するよう仕様に定めており、本市からの指定管理料や文化庁などのさまざまな助成金を活用し、無料の公演を数多く実施するとともに、有料公演もできるだけ安価で実施しているところであります。

また、市民が身近に芸術文化に触れることができるよう、コミュニティセンターなどを会場とした芸術文化イベントの開催等、無料で参加できるアウトリーチ事業にも取り組んでおります。日常生活の中で芸術文化に親しむ機会を増やしていくため、今後も文化会館をはじめ、市内のさまざまな場所で芸術文化に触れることができる機会を設けてまいります。

**エ さらに芸術・文化を振興するため条例制定等を踏まえた次期プランの策定に努めること。**

プランと条例の関係性については、他自治体の事例からも、条例に掲げた理念、施策を具体的に推進する計画としてプランを位置付けるべきであると考えております。

令和2年度に、現行プランの総括を行う予定であります。令和3年度より文化振興に関する条例の検討や、次期プランの策定にも取り組んでまいりたいと考えております。

**(2) 「共生社会への取り組みについて（外国人市民・LGBT）」**

**ア 外国人市民会議の意見を盛り込んだうえで次期プランの策定に努めること。**

新たな多文化共生推進計画の策定に向けて、外国人市民を対象としたニーズ調査を行い、その結果を踏まえ、新たな計画の策定に向けた意見交換を行うとともに、計画の素案ができた段階で、これに対する意見をいただくことで、外国人市民会議の意見をできる限り反映させた形で計画の策定を進めてまいります。

**イ 外国人市民だけではなく、一人一人の市民に多文化共生の必要性を認識してもらう取り組みを進めること。**

本市においても、少子高齢化に伴うさらなる人口の減少が見込まれ、まちの活力を維持していく観点から、今後も増加が見込まれる外国人市民の存在は重要であり、「外国人が住みやすいまち」、そして「外国人が活躍できるまち」をめざしてまいりたいと考えております。

そのためには、外国人市民を対象とした取り組みの充実を図るとともに、一人ひとりの市民が多文化共生の意識を持つことが大切であり、さまざまな外国人市民を対象とした本市の取り組みの周知や市民に向けた多文化共生セミナーの実施など、互いの文化や習慣の違いを認め合うことの大切さの啓発などを行ってまいります。

**ウ 今まで以上に、外国人市民への相談体制の充実・強化に取り組むこと。**

本市ではこれまで、外国人集住地域に近い桂人権コミュニティセンター及び安中人権コミュニティセンターの2箇所での相談窓口を運営してきてところでありますが、外国人の受け入れ拡大に向けた国の外国人受入環境整備交付金の活用により、これらの相談窓口に加えて、本市の相談事業を束ねる「基幹窓口」を(公財)八尾市国際交流センターの事務局に併設する形で整備し、令和元年12月から新たな体制による運営をスタートさせたところであります。

今後もより多くの外国人市民に利用される相談窓口をめざし、紙媒体による周知を

はじめ、外国人にとっての主なコミュニケーションツールであるSNSを通じての周知や、外国人がいる企業や大学との連携による周知も行っております。また、ニーズの高い医療・保健関係の相談対応については、相談体制が拡充したことを活かし、より細やかな対応にあたってまいりたいと考えております。

## **エ LGBT等に対する市民理解をより一層深めるために、積極的な啓発を進めること。**

LGBTなどの性的マイノリティに対する人権問題については、市民のみなさまに正しい知識と理解を深めていただくことが必要不可欠であると考えており、LGBTなどをテーマとした人権研修の開催はもとより、啓発ポスターの掲示やチラシの配架、市政だよりやFMちゃおでの啓発、啓発用のDVDの貸し出しなど、引き続きさまざまな機会を通じて啓発活動に取り組んでまいります。

## **オ 教育委員会と連携し、LGBT等に対する正しい知識と理解を子供たちに伝えていくこと。**

LGBTなど性的マイノリティに対して、子ども達が正しい知識を身につけ、学んでいくことは大変重要なことであると認識しております。そのため、市長部局と教育委員会が十分に連携をとり、LGBTなどの個人権課題に対して情報共有を図りながら、子ども達を含め広く市民に対し人権教育・啓発を推進しているところであります。

とりわけ、学校教育においては、性的マイノリティの問題を含むさまざまな人権尊重の視点を踏まえた教育が行われているものと認識しており、今後とも、国における法令制定などの状況も注視しながら、より一層教育委員会との連携を図り、啓発に努めてまいりたいと考えております。

## **カ 市民のみならず、中小企業を初め事業者等へもLGBT等に対する周知や啓発を進めること。**

中小企業をはじめ事業者などへのLGBT等を含む人権に関する啓発などの取り組みについては、労働部門に事務局を設置している八尾市企業人権協議会を通じて実施しております。

人権部門では、市内32箇所地区福祉委員会を単位として、地区人権研修を市民との協働により実施しているところであり、その中には、地域で事業を営んでおられる市民も参加いただいているものと考えております。

今後においても、市内事業者について八尾市企業人権協議会への加入を積極的に促進するとともに、さまざまな機会や媒体を通じて広く市域全体にLGBT等に対す

る啓発を進めてまいりたいと考えております。

**キ 大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度に基づき、1日でも早く積極的な施策を展開すること。**

府のパートナーシップ宣誓証明制度の導入に伴い、本市においても当該制度を活用しながら、施策展開を積極的に検討してまいります。